

業種分類		志津川1	志津川2	戸倉	入谷	歌津1	歌津2	再エネ
番号	具体の業種							
33	電気業(バイオマス発電に関するものに限る)	×	×	×	×	×	×	○
3511	熱供給業(バイオマス発電に関するものに限る)	×	×	×	×	×	×	○
43	道路旅客運送業(431乗合バス業、4391特定旅客自動車運送業を除く)	○	×	×	×	△	×	×
44	道路貨物運送業(一般貨物運送および貨物軽自動車運送に限り、観光に関連した運送業であること)	○	×	×	×	○	×	×
4531	港湾旅客海運業	○	○	○	×	○	○	×
4899	他に分類されない運輸に附帯するサービス業(観光協会に限る)	○	×	×	×	×	×	×
57	織物・衣服・身の回り品小売業(土産品に限る)	○	○	○	○	○	○	×
58	飲食料品小売業(観光に関連する飲食料品小売業に限る)	○	○	○	○	○	○	×
60	その他の小売業(バイオガス施設から生ずる副産物に関するものに限る)	○	○	○	○	○	○	○
704	自動車賃貸業	○	×	×	×	×	×	×
705	スポーツ・娯楽用品賃貸業	○	○	○	×	○	○	×
746	写真業	○	×	×	×	○	×	×
75	宿泊業(観光に関連する宿泊業に限り、かつ、災害危険区域外であること)	○	○	○	○	○	○	×
76	飲食店	○	○	○	○	○	○	×
77	持ち帰り・配達飲食サービス業	○	○	○	○	○	○	×
781	洗濯業(7812洗濯物取次業を除く)	○	×	○	○	○	×	×
79	その他の生活関連サービス業(791旅行業、794物品預り業、7999観光案内業に限る)	○	×	×	□	□	×	×
809	その他の娯楽業(8093遊漁船業、8099他に分類されない娯楽業でマリンレジャーに関連した娯楽業に限る)	○	○	○	×	○	○	×

※ただし、風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の規定による規制(同法第33条第1項の規定による深夜における酒類提供飲食店営業を除く)の対象となる業種は除く。

※番号および業種分類は日本標準産業分類に基づきます。

志津川1＝中心部観光エリア
志津川2＝海辺の観光エリア
歌津1＝商店等集積エリア
歌津2＝海辺の観光エリア

□＝791旅行業、7999観光案内業に限る
△＝4321一般乗用旅客自動車運送業、4331一般貸切旅客自動車運送業に限る